

忘れず検診を受けましょう。

あなたの健康。
家族のしあわせ。



乳がん・大腸がん検診を受けましょう！！
ただいま申込み受付中です！

女性がん検診のお知らせ

日程	受付時間（15分刻み）	検診種類
令和8年 8月23日(日)	午前) 9:00～11:30	・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・乳超音波検査

場 所 滝川市保健センター
申込み締切日 令和8年7月24日(金)
対 象 者 乳 が ん：40歳以上で奇数年（西暦）生まれの女性
※奇数年の例（1985年・1983年など）
大腸がん：40歳以上の女性
乳超音波検査：40歳代限定、乳がん検診と併用

※必ず予約時間内にお越しください。

《料金》

	滝川市 国民健康保険	その他の保険・ 後期高齢者
乳がん検診	1,700円	3,100円
大腸がん検診	500円	1,800円
乳超音波検査	5,665円	

※乳がん検診：偶数年（西暦）生まれの方は全額自己負担で受けられます。
40歳代6,710円 50歳以上5,720円

※乳超音波検査は40歳代限定で乳がん検診と併用での実施となります。
各受付時間で定員に限りがありますので早めにご予約ください。

《申し込み先》 滝川市保健センター 健康づくり課
滝川市明神町 1-5-32 ☎24-5256



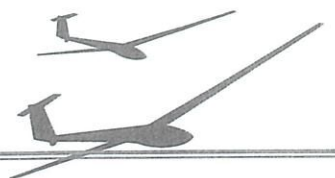


軽飛行機・グライダー市民無料体験搭乗のお知らせ

1. 日 時 令和8年7月23日(木)～7月25日(土)
10:00～16:00
2. 場 所 たきかわスカイパーク(滝川市中島町139-4)
3. 主 催 (公社)滝川スカイスports振興協会、滝川市
4. 募集人数 120名(1日40名)
5. 使用機材 軽飛行機・グライダー
6. 申込方法 電話受付のみ たきかわスカイパーク 22-2976
※受付初日は申し込み多数のため、繋がりにくい場合があります。
7. 申込期間 7月1日(水)～7月17日(金) 9:00～16:30の間
※時間外の受付は行っておりません。
8. 対 象
 - ・滝川市内在住、又は市内に勤務・通学の方に限ります。
 - ・対象年齢 軽飛行機 : 小学1年生以上
グライダー : 小学4年生以上
9. 留意事項
 - ・受付人数に制限がありますので、申込は先着順とし、定員になり次第締切とさせていただきます。
 - ・申し込み時にご希望の搭乗日時を決めていただきます。
 - ・搭乗機種は当日決めさせていただきます。
 - ・未成年者は、必ず保護者同伴でおいで下さい。
集合時間は搭乗予定時間の20分前です。
なお、搭乗順は当日の受付順となります。
 - ・当日の受付は、たきかわスカイパーク事務所にて行ないます。
 - ・ハイヒールなどかかとの高い靴やサンダル、スカートはご遠慮ください。
 - ・機材の故障や天候不良などにより飛行できないこともありますのでご承知おきください。
 - ・中止の際の個別連絡はいたしませんので、各自スカイパークまでお問合せください。
 - ・体調不良の方、酒気を帯びた方のご搭乗はお断りします。

☆皆様のお申し込みをお待ちしております☆

詳しくは、たきかわスカイパーク(22-2976)まで



生きる力 支える力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

しあわせ
「幸福の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



なんでも
相談のよ!

一緒に
働こう!

一人で悩んで
抱え込まないで!

元気のの?
ちゃんと食べてる?

僕は再出発だよ!

安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「更生保護」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないように、様々な立場から見守り、更生を支援する「更生保護ボランティア」の活動にご理解をいただき、力をお貸しください。



更生ペンギンの
ホロちゃん

法務省ホームページへ
リンクします。

ご存知ですか? 罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

再出発しようとする人たちの現状を見てみると・・・

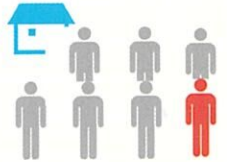
国内で検挙された人のうち
再犯者 **約2人に1人**



刑務所出所後5年以内に再び罪を犯して
刑務所に戻る人の割合 **約3人に1人**



刑務所出所時に住む場所がない人の割合
約7人に1人



犯罪や非行からの再出発を支える地域の**5**つの仕組み

2 帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。



更生ペンギンの
ホゴちゃん

更生ペンギンの
サラちゃん

1 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



3 働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。



4 先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。



5 優しく見守る人がいる

更生保護女性会

犯罪予防活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行うボランティア団体です。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です。

お問い合わせは
お近くの保護観察所まで



法務省保護局
公式X



法務省保護局
公式Instagram



法務省公式YouTube
チャンネル



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト





たきかわCS通信

滝川市教育委員会教育部教育総務課 令和8年6月19日発行

— 第 3 号 —



稲作体験学習

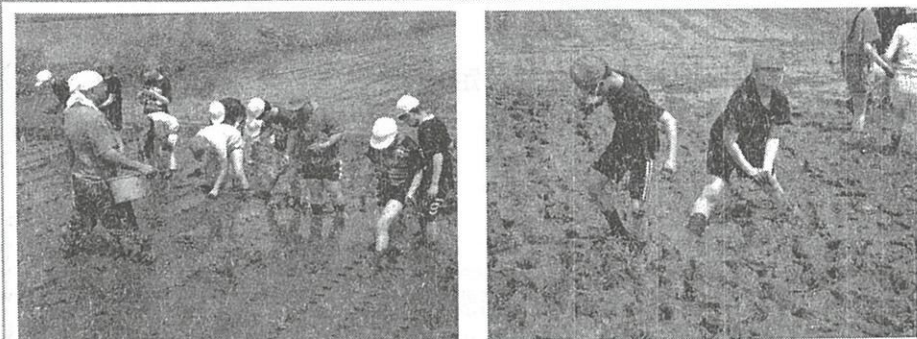


春の田植え体験学習・秋の稲刈り体験学習は、子どもたちが生産者の方の労力を実感し、大切にお米を食べようとする気持ちを育む良い機会となっています。この体験学習は毎年たくさんの方からのご支援・ご協力をいただき実施できており、今年も行うことができました。

江部乙小学校では5月27日（水）、江部乙町にある平澤 一彦様の田圃をお借りし、5年生が体験しました。体験にあたっては、地元江部乙の農家の方々にもご協力いただきました。また、國學院大學北海道短期大学の学生も参加しました。特に昨年度から米のことが大きな話題となり、普段、食べている米が、より身近なものとなった中で行われた田植え体験は貴重なものになったとともに、泥の感触や手作業の大変さを知る素敵な経験になったことと思います。これから秋の収穫まで農家の方が大切に面倒を見てくださいます。



6月2日（火）、北滝の川にあるJAたきかわ代表理事組合長 伊藤 公一様の田圃をお借りし、滝川第二小学校5年生が体験しました。伊藤様はお米をはじめ、たくさんの野菜や果物で滝川市の食育を支えていただいております。子どもたちは普段であれば入ることのない水田での作業に、泥だらけになりながらも笑顔で取り組みました。短い時間でしたが、子どもたちにとって貴重な経験になりました。ご協力して下さった皆様、ありがとうございました！



みんなで
がんばったよ！

第一小学校・西小学校は中止、残念！！

滝川第一小学校5年生と西小学校5年生は、5月29日（金）に山岸 穰様の田圃をお借りし、行う予定でしたが、天候と低温のため残念ながら今回は中止となってしまいました。秋の稲刈り体験も昨年は雨天のため日程がずれたことにより滝川第一小学校は実施することができませんでした。今年は田植えができなかった分、稲刈り体験学習は晴れて欲しいと心から願っています。

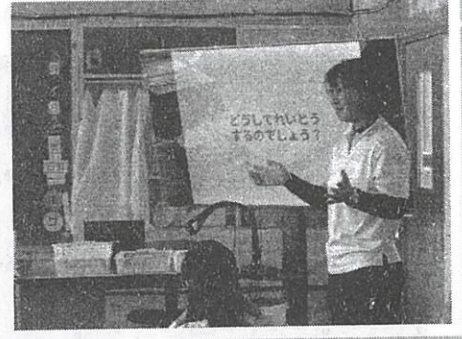
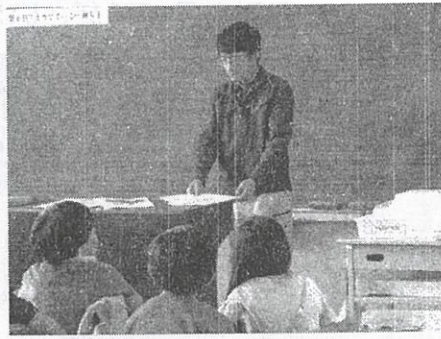
交流給食に関わる特別授業・雪割菜花

6月5日（金）、滝川第一小学校で3年生対象の食育授業が行われました。講師には、江部乙町で菜花を栽培されている杉下 怜様・岡本 文栄様をお迎えし、雪割菜花についてお話をしていただきました。

お二人は、スライドを使って、菜花の栽培について、種まきから収穫までの流れを分かりやすく説明くださいました。子どもたちは真剣に耳を傾け、お二人の説明に聞き入っていました。

「どうしてれいとするのでしょうか」ということなどを興味深く聞いていました。

お二人の話を聞きあと、雪割り菜花を使った給食をお二人と一緒においしくいただきました。



学校支援地域本部では、ボランティアの募集を行っております。皆様のご協力をお待ちしています。まずはボランティア登録から、よろしくお願い申し上げます。

★夏休み学習教室

【内容】 子どもたちの課題学習の見守り・学習支援

【期間】 7月27日（月）～28日（火）午前中（予定）（東小のみ29日（水）まで）

【場所】 市内小学校

★水泳学習補助

【内容】 市内小学校の水泳学習の見守り・補助

【期間】 6月13日（金）～9月末

【場所】 スコーレ滝川

《連絡先》 滝川市教育委員会（滝川市役所7階）教育総務課
☎28-8009 ✉chiiki_coordinator@city.takikawa.lg.jp
《担当》 佐藤・青井



は～いこちら

滝川地方消費者センターです

「初回〇円」本当に1回だけ？

お試しのつもりが定期契約に・・・

初回だけ安いと思って申し込んだら、実は定期購入だった・・・という相談が増えています。申し込む前に、契約内容を必ず確認しましょう。

やせすぎに注意！
飲むだけでみるみる
やせちゃう！？
話題のサプリメント



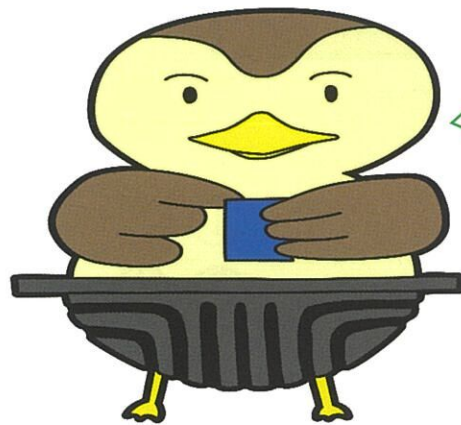
モデルの●●も愛用中

お試し価格 **500円**

今すぐ注文する！

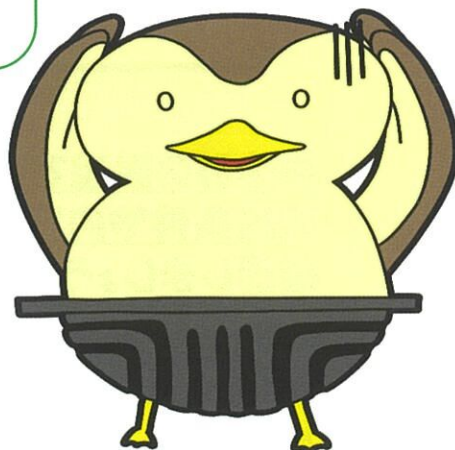
○日間解約保証
※解約には条件があります

※4回以上の購入が条件です
※2回目以降の価格は9800円です



お！500円で簡単に
痩せられるなら試
しに買ってみよう!!

注文していないのに
次々と送られてきた！
定期購入だったなんて
知らなかった・・・



初回だけ安い商品は「定期購入」の可能性が高いです！
購入回数や解約条件、解約方法をしっかり確認しましょう。

滝川地方消費者センター

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号(滝川市役所 3階)

電話:0125-23-4778 FAX:0125-24-0154 受付時間:月曜日～金曜日 9時～16時(祝祭日除く)

お得に見えても要確認！！

巧妙化する定期購入のトラブルにご注意

初回
100円！！



1回
限り！

クーポン

100円引きでお得！

クーポンを
利用する



※定期コースです

① ②


③ ④

ご注文ありがとうございます

**まだ画面を
閉じないで！！**

洗顔クリームを
お得に

申し込む



※追加購入です

変更
キャンセルは

不可



申込みの過程で追加された
契約条件や内容もしっかりと
確認しましょう。

- ※ 「定期縛りなし」という記載があっても定期購入の契約かもしれません
- ※ 契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう
- ※ 注文する前に販売サイトや「**最終確認画面**」の表示をよく確認しましょう
- ※ **契約条件に関する記載**はスクリーンショットで必ず保存しましょう

困ったときは

1

8

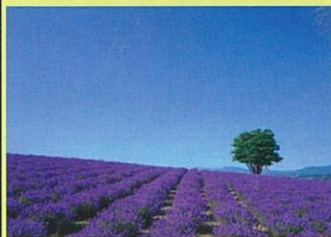
8



独立行政法人
国民生活センター
(2026年 4月)

7月号

2026. 6.20発行



Safety TAKIKAWA

～ 安全安心な街へ～

編集・発行／滝川市・滝川市交通安全運動推進協議会

滝川市交通指導員会・滝川市防犯協会



夏の交通安全運動が始まります

7月13日（月）～7月22日（水）は、「夏の交通安全運動」期間です。各所で「旗の波運動」（セーフティコール）を展開します。市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

旗の波運動を 実施します

7月13日（月）
7時50分～8時10分



国道12号 東公園

※ 荒天時は、中止します。

交通安全クイズ

道路横断中に自動車と歩行者が衝突する交通事故がありました。歩行者の過失割合（責任）は、どうなると思いますか？

- ① 自動車の過失が100%、歩行者が0%
- ② 歩行者にも過失が発生することがある。



行楽シーズン。車の運転は安全に



行楽シーズンのドライブは、長距離移動や不慣れな道での運転が増加します。漫然運転や居眠り運転による事故リスクが高まるためこまめな休憩を心がけ、ゆとりをもったスケジュールで走りましょう。

歩行者の過失とは、**交通事故において歩行者側にも注意義務違反があったとされ、損害賠償額が減額される要素**のことです。

通常歩行者は、交通弱者として保護されますが、信号無視、横断歩道外での無謀な横断、急な飛び出し、夜間など車から見えにくいときなど、交通ルール違反や著しい前方不注意があった場合に、自動車側との間で「過失割合」として割り振られます。



歩行者の過失が認められる主なケース

- ・ 信号無視
- ・ 横断歩道外での横断
- ・ 急な飛び出し
- ・ 夜間、視界不良時
- ・ 幹線道路での無謀な横断

歩行者は、「信号を守る」「横断歩道を使う」「車の直前直後を守る」「左右の安全を必ず確認する」「明るい服装、夜光反射材を利用する」等、交通ルールを守り、事故にあわないようにしましょう。



春の交通安全運動、市民の皆様 ご協力ありがとうございました

春の全国交通安全運動期間中、関係機関、団体、町内会等多くの皆様から「旗の波」運動等にご協力・ご参加いただきありがとうございました。また、市内の各小学校では交通安全教室を行い、自転車の乗り方、交通ルールについて学びました。



西小学校



第一小学校



東小学校

自転車を利用される皆さんへ

対象

16歳以上

※運転免許の有無は関係なし

2026年4月1日から

自転車違反に「青切符」が導入!

青切符（交通違反通告制度）とは、交通事故の原因となるような悪質・危険な違反に対し、反則金が課せられる制度です。

飲酒運転や妨害運転などの重大な違反や、違反により交通事故を起こしたときは、これまでどおり赤切符が適用され、刑事手続きに移行します。

悪質・危険な違反が青切符の対象です！（一例）

携帯電話使用等(保持)



12,000円

遮断踏切立入り



7,000円

自転車制動装置不良



5,000円

信号無視(赤色等)



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

横断歩行者等妨害等



6,000円

滝川市交通安全運動推進協議会
滝川市くらし支援課 交通・生活安全係

※1 自転車は、車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

通行区分違反(右側通行等)

歩道 歩道

車道が原則、左側を通行※1

6,000円

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者が優先です！

歩道の車道側を通行し歩行者の通行を妨げる時は一時停止しなければなりません

無灯火

5,000円

軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)

3,000円

並進禁止違反

3,000円

公安委員会遵守事項違反

傘差し運転

5,000円

イヤホン等の使用運転※2

5,000円

安全運転義務違反

手を放した運転等※3

6,000円

※2 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる場合を除きます。

※3 自転車を運転するときは、自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

青切符の導入により、検挙後の手続きは大きく変わります。しかし、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導取締りについての考え方は変わりません。